

令和5・6年度 建設工事、測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格審査申請の手引き

1 資格審査

令和5・6年度において世羅町が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の一般競争入札又は指名競争入札（随意契約を含む。）に参加を希望される方は、入札参加資格審査を受けてください。

2 資格審査申請書等の提出期間及び提出先

(1) 申請方法

広島県及び県内市・町が運用する「資格審査受付システム」を利用し、インターネットを經由した申請（電子申請）をして、提出書類を郵送又は持参してください。電子申請については、広島県の調達情報ホームページで確認してください。

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k02/k02nyusatu-sinsei.htm>

電子申請ができない場合は、書面申請をしてください。

(2) 申請期間

令和5年4月10日（月）～令和6年9月17日（火）

電子申請における、提出書類も申請期間内に必着のこと。

一般競争入札等に係る追加の入札参加資格の申請については、町長が必要と認めるときは随時行うことができるものとする。

(3) 提出先等

世羅町役場財政課（〒722-1192 広島県世羅郡世羅町大字西上原 123 番地 1）

・提出方法：郵送又は持参

・提出書類は、世羅町ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.town.sera.hiroshima.jp/soshiki/13/2967.html>

3 申請資格

●建設工事

別表第1左欄の区分について、次に掲げる事項を総合的に審査します。

(1) 客観的審査事項

平成20年国土交通省告示第85号（建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件）に規定する項目

(2) 主観的審査事項

ア 町が発注した建設工事の完成工事成績

イ 町が行った指名除外の状況

ウ 町発注工事における暴力団排除の状況

エ 建設業労働災害防止協会への加入状況

オ 環境マネジメントシステムについてエコアクション21の制度における認証・登録の有無

カ ISO14005 準拠の制度における合格判定の有無

キ 障害者雇用の状況

ク 広島県アダプトシステムにおけるアダプト活動団体としての認定（マイロード・ラブリーダー

認定団体であること。)の有無

ケ 広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度における登録の有無

コ 世羅町消防団協力事業所表示制度における認定の有無

サ 広島保護観察所への協力雇用主としての登録又は暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録の有無

(3) 申請要件

次のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を申請することはできません。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者

イ 申請しようとする業種（プレストレストコンクリート工事については土木一式工事、法面処理工事についてはとび・土工・コンクリート工事、鋼橋上部工事については鋼構造物工事とする。以下同じ。）について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による許可を受けていない者（別表第 1 参照）

ウ 申請しようとする業種について、建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査（「4 必要な経営事項審査の総合評定値通知書」にある表のとおり。）を受けていない者。ただし、世羅町内に本店を有し、当該工事の施工実績を有する者はこの限りではない。

エ ウの経営事項審査を受けている者で、申請しようとする業種について、工事種類別年間平均完成工事高（プレストレストコンクリート工事については土木一式工事、法面処理工事についてはとび・土工・コンクリート工事、鋼橋上部工事については鋼構造物工事においてそれぞれ内訳表示されている工事種類別年間平均完成工事高とする。）がない者

オ プレストレストコンクリート工事、法面処理工事又は鋼橋上部工事の入札参加資格の審査に係る申請にあつては、それぞれ土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事又は鋼構造物工事の入札参加資格の申請を行っていない者

カ 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに消費税、地方消費税及び世羅町の町税に滞納がある者

キ 経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実について申告を行わなかった者

ク プレストレストコンクリート工事、法面処理工事又は鋼橋上部工事の入札参加資格の審査に係る申請にあつては、それぞれ土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事又は鋼構造物工事の入札参加資格の審査に係る申請を行っていない者

ケ 次の（ア）から（ウ）までに掲げる届出の義務を履行していない者（届出の義務がない者を除く）

（ア）雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

（イ）健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務

（ウ）厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務

●測量・建設コンサルタント等業務

別表第 2 左欄に掲げる業務分野ごとに、同表右欄の希望する業務部門について、別記 2 に掲げる提出書類によって総合的に審査します。

次の各号に該当する者は、入札参加資格審査を申請することはできません。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者

(2) 「測量」分野を希望業務とする者で、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条第 1 項の規定による登録を受けていない者

(3) 「建築関係建設コンサルタント」分野のうち「建築一般」部門を希望業務とする者で、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による登録を受けていない者

(4) 「その他」分野のうち「不動産鑑定」部門を希望業務とする者で、不動産鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 22 条の規定による登録を受けてない者

(5) 直近 2 年間において、資格審査を申請する希望業務分野（測量、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務及びその他）について、業務を行った実績（年間平均実績高の記載）のない者

(6) 資格審査の申請を行うときに消費税、地方消費税及び世羅町の町税に滞納がある者。

(7) 資格審査の申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかった者

- (8) 次のアからウまでに掲げる届出の義務を履行していない者（届出の義務がない者を除く）
- ア 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務
 - イ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
 - ウ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務

4 必要な経営事項審査の総合評定値通知書（建設工事）

今回の電子申請で使用できる経営事項審査総合評定値通知書の審査基準日は、入札参加資格審査の申請をする日の 1 年 7 月前の日より後のものである必要があります。

なお、「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」の欄のいずれかが「無」となっている場合は、別途保険への加入が確認できる書類が必要となります。

※1 「審査基準日」とは、次のとおりです。（以下同じ）

- ・経営事項審査を申請する日の直前の営業年度終了の日
- ・合併時、譲渡時、分割時（「合併時等」という）経審など特殊経審の場合は合併時等

※2 「保険への加入が確認できる書類」とは、次のとおりです。

なお、申請期間内に保険への加入が確認できない場合、受付できませんので御注意ください。

(1) 雇用保険

概算保険料又は確定保険料を納付したことを証する書面、労働保険概算・確定保険料申告書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、雇用保険被保険者証（被保険者のうち、建設業に従事する職員全員分）のいずれかの写し

(2) 健康保険及び厚生年金保険

保険料を納付したことを証する書面、被保険者資格取得確認又は標準報酬決定通知書、被保険者報酬月額算定基礎届のいずれかの写し

※3 経営事項審査の総合評定通知書において、「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」の欄のいずれかが「無」となっている場合は、電子申請できません。

経営事項審査申請後、社会保険等に加入した者のうち、電子申請を希望する場合は、入札参加資格申請問合せ先へ御相談ください。

5 入札参加資格について

(1) 入札参加資格の認定

毎月 15 日（15 日が閉庁日の場合はその翌開庁日）受付分までを翌月 1 日までに認定します。

入札参加資格が認定された者は、世羅町ホームページでの有資格者名簿の公表をもって通知に代えます。認定されなかった場合は通知をします。

(2) 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行います。

入札参加資格の取消しを受けた者は、令和 5 年度及び令和 6 年度において再び入札参加資格の申請をすることができません。また、令和 7 年度以降についても、その取消しの日から 24 か月を経過する日までは、入札参加資格審査の申請をすること及び入札参加資格の認定を受けることができません。（許可の失効等により当該業種の入札参加資格が失効した者が許可を再取得した場合は除く。）

(3) 入札参加資格の有効期間

この資格が認定された日から令和 7 年 5 月 31 日まで有効です。ただし、令和 7 年 6 月 1 日以降においても令和 7 年度の入札参加資格の認定が行われていないときは、令和 7 年度の入札参加資格が認定される日までは有効とします。

なお、有効期間内であっても、認定された業種の建設業許可の取消し又は法令の規定による登録の取消し等があった場合は、当該業種（部門）の入札参加資格は失効します。

(4) 建設工事の業種登録

建設工事において、委任関係がある場合の希望業種は、受任先営業所等の建設業許可業種のみ登録ができます。

(5) 経営事項審査

建設工事の資格認定において経営事項審査を受けていない者（世羅町内に本店を有する者に限る）は、入札の参加に制限があります。

6 個人情報保護

提出された個人情報は入札参加資格の審査の目的に利用し、その他の目的では利用しません。

7 その他

(1) 世羅町への提出書類は可能な範囲で両面コピー（両面印刷）にしてください。（原本提出の書類を除く。）また、ホチキス留め、ファイリング等はしないでください。

(3) 世羅町の指名除外の期間中である方も資格審査申請書等は提出できますが、資格認定を受けた場合も指名除外等の効力は継続します。

また、会社更生法による更生手続又は民事再生法による再生手続の手続中の方も資格審査申請書等は提出できますが、資格認定をしたときに営業不振による指名除外を行う場合があります。

なお、営業不振による指名除外を解除するためには、再認定を受ける必要があります。詳細は財政課にお問い合わせください。

(4) 提出書類については、別記の「提出書類一覧表」の順番に揃えてください。

(5) 申請の内容については、公表の対象となりますので、御了承ください。ただし、「協力雇用主の登録または暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所の登録」の有無については公表しません。

8 お問い合わせ先

世羅町役場 財政課

〒722-1192 広島県世羅郡世羅町大字西上原 123 番地 1

電話：0847-22-1115 FAX：0847-22-2768

別記 1

建設工事提出書類一覧表

世羅町に提出する書類は次のとおりです。電子申請については広島県の調達情報で確認してください。<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k02/k02nyusatu-sinsei.html>

※「○」は提出が必要、「△」は該当者のみ提出が必要、空欄は提出不要を示しています。

提出書類は可能な範囲で両面コピー（両面印刷）にしてください。（原本提出の書類を除く。）様式の定められているものは、所定の様式で提出してください。

番号	資格審査申請書等	電子申請	書面申請	補足・注意事項等
1	送信完了 兼 受付票	○		・電子申請の送信完了後に印刷をして、提出書類の表紙として一番上に添付してください。可能であれば両面印刷にしてください。
2	一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書【様式第1号(※01)、(※02)】		○	
3	建設業許可通知書等の写し	○	○	・更新中の場合は、申請中であることが分かる書面の写しを提出し、更新完了後速やかに許可証明書等を提出する。
4	委任先となる支店・営業所等の許可業種が確認できる書類	△	△	・委任先がある場合のみ。 ・委任した営業所が記載されている建設業許可申請書別紙二の写し ※委任先の営業所等が許可を有している業種のみ申請できます。
5	必要な経営事項審査の総合評定値通知書の写し	○	○	・建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4の総合評定値通知書の写し。「4 必要な経営事項審査の総合評定値通知書」に示す審査基準日以降で最新のもの。
6	世羅町の町税について滞納がないことを証した書面（写し不可） 注1、注2	○	○	・納税証明書は、世羅町役場税務課又は支所生活課で請求してください。 ・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・納税証明書は、証明手数料として300円が必要です。 ・世羅町内に営業所等がないなどのため、世羅町に税金を納める必要のない場合には不要。この場合、「送信完了 兼 受付票」の「世羅町」を○で囲むか又は様式第2号の所定の欄にその旨を記入。
7	国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号その3、その3の2（個人用）、その3の3（法人用）のいずれかによる納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）（写し可） 注2	○	○	・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・消費税及び地方消費税の免税事業者であっても、「納税証明書その3」は発行されます。 ・納税証明書は、納税地を所轄する税務署で発行され、原則即時交付されます。（他の税務署では発行されません。） ・e-Taxを御利用の場合は、所轄の税務署にe-Taxを利用して納税証明書を交付請求することができ、窓口での待ち時間が短縮できます。 ・納税証明書は、証明手数料として交付請求に400円（e-Taxで交付請求の場合370円）が必要です。 ・納税証明書（電子納税証明書も含む）についての問い合わせは、最寄りの税務署にしてください。 ・国税庁のページ（納税証明書の交付請求手続）を参照してください。 http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm
8	営業所一覧表【様式第2号】		○	・契約締結権等を委任する営業所を一か所のみ記入する。 ・委任先の持っている建設業の許可業種のみ認定可能です。 ・委任する営業所がない場合は、商号・名称をのみを記入して提出する。 注1
9	誓約書【様式第3号】	○	○	
10	令和5・6年度建設工事等入札参加資格審査申請書受付票【様式第4号】	△	△	・必要とする者のみ提出。 ・郵送申請の場合は、切手を貼付した返信用封筒を必ず添付。葉書による受付票返送や、自社様式を用いる場合は、様式第4号の送付は不要です。
11	委任状【様式第5号】（写し不可）	△	△	・営業所一覧表（様式第2号）に記入した営業所への委任状です。

12	建設業労働災害防止協会加入証明書の写し	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・加入している者のみ提出。 ・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。
13	エコアクション21の認証・登録を示す認証・登録証の写し	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県内の建設業法上の営業所等が、認証・登録している者のみ提出。 ・経営事項審査の総合評定値通知書の「ISO14001の登録の有無」の欄に「有」と記載がある場合は評価を行わないため、提出は不要です。
14	ISO14005準拠の制度における合格判定に係る合格証の写し	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県内の建設業法上の営業所等が、合格証を受けている者のみ提出。 ・経営事項審査の総合評定値通知書の「ISO14001の登録の有無」の欄に「有」と記載がある場合は評価を行わないため、提出は不要です。
15	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用義務のある者：障害者雇用状況報告書（障害者の雇用割合が法定雇用率2.3%以上であること）の写し ・雇用義務のない者：障害者の雇用状況を確認できる書類（障害者手帳等）の写し 	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・県内業者のみが対象。（県外業者が県内の営業所で障害者を雇用していても、対象外。）
16	広島県アダプトシステムにおけるアダプト活動団体としての認定を証する書面の写し	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・マイロード・ラブリパー認定団体であること。 ・県内業者のみが対象
17	広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度における登録を証する書面の写し	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・県内業者のみが対象
18	消防団協力事業所表示制度認定証明書の写し	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。県外業者が県内の営業所で認定を受けていても、対象外。 ・「消防団協力事業所表示制度認定証明依頼書兼証明書」により、認定した各市町担当課が発行した証明書を提出してください。
19	協力雇用主登録証明書の写し	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・県内業者のみが対象。県外業者が県内の営業所で認定を受けていても、対象外。 ・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・「協力雇用主登録証明書交付申請書兼証明書」により、広島保護観察所（TEL 082-221-4496）が発行した証明書を提出してください。 ・証明書発行の申請方法は、郵送のみです。（窓口での申請不可）交付申請書に必ず返信用封筒（宛先記入・84円切手貼付）を同封し、次の宛先まで郵送により申請してください。 〒730-0012 広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎内 広島保護観察所 民間活動支援専門官室 宛
20	暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録を証する書面の写し	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・県内業者のみが対象。県外業者が県内の営業所で認定を受けていても、対象外。 ・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・証明書の発行については、公益財団法人暴力追放広島県民会議（TEL 082-511-0110）にお問い合わせください。
21	<p>法人：直前1年の事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」</p> <p>個人：直前1年の事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」</p>	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・世羅町内に本店を有し、経営事項審査を受けていない者のみ提出 ・個人の場合は、青色申告決算書又は収支内訳書（白色申告者） ・資格審査申請書等を提出する日までに直前1年の事業年度の財務諸表の調製が完了していない場合は、直前1年の事業年度の前年度の財務諸表を提出。

22	健康保険、厚生年金保険、雇用保険（以下「社会保険等」という。）の加入状況を確認できる書類の写し（社会保険等に加入義務がない場合又は適法に他の保険に加入している場合を除く）	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・経営事項審査の総合評定値通知書の雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入のいずれかが「無」になっている者及び世羅町内に本店を有し、経営事項審査を受けていない者のみ提出。 ・健康保険及び厚生年金保険 保険料を納付したことを証する書面、被保険者資格取得確認又は標準報酬決定通知書、被保険者報酬月額算定基礎届、その他健康保険及び厚生年金保険への加入が確認できる書類（年金事務所の収受印のあるもの）のいずれかの写し（いずれも直近1年間以内の日付のもの） ・雇用保険 概算保険料又は確定保険料を納付したことを証する書面、労働保険概算・確定保険料申告書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、雇用保険被保険者証（被保険者のうち、建設業に従事する職員全員分）、その他雇用保険への加入が確認できる書類（労働局の収受印のあるもの）のいずれかの写し（いずれも直近1年間以内の日付のもの）
23	工事経歴書【様式第6号】	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・世羅町内に本店を有し、経営事項審査を受けていない者のみ提出 ・希望業種別に、申請をする日の属する事業年度の前の事業年度に完成した主な工事（完成工事）について記載し、それに続けて、前事業年度末において完成していない主な工事（未成工事）について記載してください。それぞれ、請負代金の額の大きい順に記載すること。 ※変更届出書（決算変更届）の工事経歴書（様式第2号）の写しでも可。
24	申出書【様式第7号】	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・世羅町内に本店を有し、経営事項審査を受けていない者で、社会保険等に加入義務がない場合又は適法に他の保険に加入している場合のみ提出。

【注意点】

注1 世羅町内に営業所等がないなどのため、世羅町に納税義務のない場合には、様式第2号にその旨を記入する。

注2 新型コロナウイルス感染症等の影響による税の徴収猶予等について

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けたことにより、町税・国税の徴収猶予等を受けている事業者については、納税証明書等の提出は不要ですが、猶予の特例が認められていることが確認できる書類（徴収猶予許可通知書の写し等）を提出してください。

※3 障害者の雇用状況について

雇用義務の有無を確認のうえ、下の要件を満たす場合のみ入力し、必要書類を提出してください。

雇用義務の有無	要件	提出書類
障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項の規定により、第2条第1項に規定する障害者（以下「障害者」という。）を雇用する義務のある者	障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）第9条に規定する障害者雇用率（2.3%）を達成した者	障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第8条の規定により公共職業安定所長へ報告した障害者雇用状況報告書（事業主控）の写し
障害者を雇用する義務のない者	障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用している者	<p>障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用していることを確認できる書類（①②両方必要、ともに写しで可）</p> <p>①本人の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保険福祉手帳</p> <p>②本人の健康保険証等</p>

別記2 測量・建設コンサルタント等業務提出書類一覧表

世羅町に提出する書類は次のとおりです。電子申請については広島県の調達情報で確認してください。 <https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k02/k02nyusatu-sinsei.html>

提出書類は可能な範囲で両面コピー（両面印刷）にしてください。（原本提出の書類を除く。）また、様式の定められているものは、所定の様式で提出してください。

番号	資格審査申請書等	電子申請	書面申請	注意事項等
1	送信完了 兼 受付票	○		・電子申請の送信完了後に印刷をして、提出書類の表紙として一番上に添付してください。可能であれば両面印刷にしてください。
	一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書【様式第1号 [A~D]】		○	
2	営業所一覧表【様式第2号】		○	・契約締結権等を委任する営業所を一か所のみ記入する。 ・委任する営業所がない場合は、商号・名称を記入して提出する。
3	有資格技術職員名簿【様式第3号】 注3	○	○	・有資格技術職員名簿は、独自の様式のため、この様式以外の様式で提出された場合は受付できません。（国土交通省の「技術者経歴書」とは異なります。）
4	希望業務実績調書【様式第4号】	○	○	・現況報告書の副本の写し（国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものに限る。）の提出があれば、省略可。ただし、現況報告書に記載以外の分野のものは省略できないため、別途作成。
5	世羅町の町税について滞納がないことを証した書面（写し不可） 注1、注2	○	○	・納税証明書は、世羅町役場税務課又は支所生活課で請求してください。 ・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・納税証明書は、証明手数料として300円が必要です。 ・世羅町内に営業所等がないなどのため、世羅町に税金を納める必要のない場合には不要。この場合、様式第2号の所定の欄にその旨を記入。
6	国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号その3、その3の2、その3の3のいずれかによる納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写し 注2	○	○	・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・消費税及び地方消費税の免税事業者であっても、「納税証明書その3」は発行されません。 ・納税証明書は、納税地を所轄する税務署で発行され、原則即時交付されます。（他の税務署では発行されません。） ・e-Taxを御利用の場合は、所轄の税務署にe-Taxを利用して納税証明書を交付請求することができ、窓口での待ち時間が短縮できます。 ・納税証明書は、証明手数料として交付請求に400円（e-Taxで交付請求の場合370円）が必要です。 ・納税証明書（電子納税証明書も含む）についての問い合わせは、最寄りの税務署にしてください。 ・国税庁のページ（納税証明書の交付請求手続）を参照してください。 http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm
7	法人：直前1年の事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」 個人：直前1年の事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」	○	○	・現況報告書の副本の写し（国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものに限る。）の提出があれば、省略可。 ・資格審査申請書等を提出する日までに直前1年の事業年度の財務諸表の調製が完了していない場合は、直前1年の事業年度の前年度の財務諸表を提出。
8	法人：登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し	○	○	・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・現況報告書の副本の写し（国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものに限る。）の提出があれば、省略可。
9	誓約書【様式第5号】	○	○	

10	令和5・6年度測量・建設コンサルタント等業入札参加資格審査申請書受付票【様式第6号】	△	△	<ul style="list-style-type: none"> 必要とする者 郵送申請の場合は、切手を貼付した返信用封筒を必ず添付。葉書による受付票返送や、自社様式を用いる場合は、様式第6号の送付は不要です。
11	委任状【様式第7号】(写し不可)	△	△	<ul style="list-style-type: none"> 営業所一覧表(様式第2号)に記入した営業所への委任状です。
12	健康保険、厚生年金保険、雇用保険(以下「社会保険等」という。)の加入状況を確認できる書類の写し(社会保険等に加入義務がない場合又は適法に他の保険に加入している場合を除く)	△ (加入義務がある者)	△ (加入義務がある者)	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険及び厚生年金保険 保険料を納付したことを証する書面、被保険者資格取得確認又は標準報酬決定通知書、被保険者報酬月額算定基礎届、その他健康保険及び厚生年金保険への加入が確認できる書類(年金事務所の收受印のあるもの)のいずれかの写し。(いずれも直近1年間以内の日付のもの) 雇用保険 概算保険料又は確定保険料を納付したことを証する書面、労働保険概算・確定保険料申告書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、雇用保険被保険者証(被保険者のうち、測量及び建設コンサルタント等業務に従事する職員全員分)、その他雇用保険への加入が確認できる書類(労働局の收受印のあるもの)のいずれかの写し。(いずれも直近1年間以内の日付のもの)
13	申出書【様式第8号】	△ (加入義務がない者等)	△ (加入義務がない者等)	<ul style="list-style-type: none"> 社会保険等に加入義務がない場合又は適法に他の保険に加入している場合のみ提出。
14	測量業者登録証明書、建築士事務所登録証明書、土地家屋調査士登録証明書、計量証明事業者登録証明書、不動産鑑定業者登録証明書、司法書士登録証明書の写し	△	△	<ul style="list-style-type: none"> それぞれの登録を受けており、様式1号【B】「法令等の登録等の有無一覧の欄にそれぞれ入力した場合に必要。 申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。
15	建設コンサルタント現況報告書、地質調査業者現況報告書、補償コンサルタント現況報告書の副本の写し	△	△	<ul style="list-style-type: none"> 土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務について、それぞれ国土交通大臣の定めた登録規程による登録業者であり、申請書の「登録等を受けている事業一覧」の欄に入力した場合に必要。 現況報告書の副本の写し(国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものに限る。)の提出があれば、希望業務実績調書、財務諸表等及び登記事項証明書(商業登記簿謄本)の写しについては省略可。ただし、希望業務実績調書については現況報告書に記載以外の分野のものは省略できないため、別途作成。

【注意点】

注1 世羅町内に営業所等がないなどのため、世羅町に納税義務のない場合には、その旨記入する。

注2 新型コロナウイルス感染症等の影響による税の徴収猶予等について

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けたことにより、町税・国税の徴収猶予等を受けている事業者については、納税証明書等の提出は不要ですが、猶予の特例が認められていることが確認できる書類(徴収猶予許可通知書の写し等)を提出してください。

◎有資格区分コード表

根拠法令	資格コード	資格の区分・名称等
建築士法	841	構造設計一級建築士（建築士法による一級建築士の免許を受けている者で、構造設計一級建築士証の交付を受けた者）
	842	設備設計一級建築士（建築士法による一級建築士の免許を受けている者で、設備設計一級建築士証の交付を受けた者）
	137	一級建築士（建築士法による一級建築士の免許を受けている者。構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を受けている者を除く。）
	238	二級建築士（建築士法による二級建築士の免許を受けている者。一級建築士の免許を受けている者、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を受けている者を除く。）
	062	建築設備士（建築士法に基づく建築設備資格者を定める告示による建築設備資格者の登録を受けている者）
建設業法	113	一級土木施工管理技士（建設業法による技術検定のうち検定種目を一級の土木施工管理とするものに合格した者）
測量法	101	測量士（測量法による測量士の登録を受けている者）
	202	測量士補（測量法による測量士補の登録を受けている者。測量士の登録を受けている者を除く。）
計量法	222	環境計量士（計量法による計量士（環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）に限る。）
不動産の鑑定評価に関する法律	241	不動産鑑定士（不動産の鑑定評価に関する法律による不動産鑑定士の登録を受けている者）
	342	不動産鑑定士補（不動産の鑑定評価に関する法律による不動産鑑定士補の登録を受けている者。不動産鑑定士の登録を受けている者を除く。）
土地家屋調査士法	243	土地家屋調査士（土地家屋調査士法による土地家屋調査士の登録を受けている者）
司法書士法	244	司法書士（司法書士法による司法書士の登録を受けている者）
—	301	建築積算士（建築積算資格者）（公益社団法人日本建築積算協会の行う建築積算士（建築積算資格者）試験に合格し、登録を受けている者）
技術士法	161	技術士：機械部門 選択科目
	162	〃：機械部門 選択科目 その他
	163	〃：電気電子部門
	164	〃：建設部門 選択科目 土質及び基礎
	165	〃：建設部門 選択科目 鋼構造及びコンクリート
	166	〃：建設部門 選択科目 都市及び地方計画
	167	〃：建設部門 選択科目 河川、砂防及び海岸・海洋
	168	〃：建設部門 選択科目 港湾及び空港
	169	〃：建設部門 選択科目 電力土木
	170	〃：建設部門 選択科目 道路
	171	〃：建設部門 選択科目 鉄道
	172	〃：建設部門 選択科目 トンネル
	173	〃：建設部門 選択科目 施工計画、施工設備及び積算
	174	〃：建設部門 選択科目 建設環境
	175	〃：農業部門 選択科目 農業土木
	176	〃：森林部門 選択科目 森林土木
	177	〃：水産部門 選択科目 水産土木
	178	〃：情報工学部門
	179	〃：応用理学部門 選択科目 地質
	180	〃：応用理学部門 選択科目 その他
	181	〃：上下水道部門 選択科目 上水道及び工業用水道
	182	〃：上下水道部門 選択科目 下水道
	183	〃：上下水道部門 選択科目 水道環境
	184	〃：その他の部門（総合技術監理部門を除く。）
		〃：総合技術監理部門（該当する選択科目によって161～183の資格コードを適用する。）

根拠法令	資格コード	資格の区分・名称
一般社団法人 建設コンサル タツツ協会の 行うRCCM 資格試験に合 格し、登録を 受けている者	701	RCCM：河川、砂防及び海岸・海洋
	702	〃：港湾及び空港
	703	〃：電力土木
	704	〃：道路
	705	〃：鉄道
	706	〃：造園
	707	〃：都市計画及び地方計画
	708	〃：地質
	709	〃：土質及び基礎
	710	〃：鋼構造及びコンクリート
	711	〃：トンネル
	712	〃：施工計画、施工設備及び積算
	713	〃：建設環境
	714	〃：上水道及び工業用水道
	715	〃：下水道
	716	〃：農業土木
	717	〃：森林土木
	718	〃：機械
	719	〃：電気電子
	720	〃：水産土木
	721	〃：廃棄物
	722	〃：建設情報
公認会計士法	245	公認会計士（公認会計士法による公認会計士の資格を有し、登録を受けている者）
	346	会計士補（公認会計士法による会計士補の資格を有する者。公認会計士である者を除く。）
税理士法	247	税理士（税理士法による税理士の資格を有し、税理士名簿に登録をしている者）
電気事業法	258	第1種電気主任技術者（電気事業法による第1種電気主任技術者免状の交付を受けている者）
電気通信事業法	223	第1種伝送交換主任技術者（電気通信事業法による第1種伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者）
	224	線路主任技術者（電気通信事業法による線路主任技術者資格者証の交付を受けている者）
中小企業指導事業の実施に関する基準を定める省令	248	中小企業診断士（中小企業診断士として登録を受けている者）
	251	地質調査技士（一般社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者）
	302	土地区画整理士（国土交通大臣の行う土地区画整理士技術検定に合格し、登録を受けている者）
	001	建設コンサルタント業務実務経験者
	002	用地調査等業務実務経験者
	003	公共用地取得実務経験者

別表第1

入札参加資格審査の申請に係る資格の区分

入札参加資格の区分	許可を受けていることが必要な建設工事の種類
土木一式工事	土木一式工事
プレストレストコンクリート工事	土木一式工事
建築一式工事	建築一式工事
大工工事	大工工事
左官工事	左官工事
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工・コンクリート工事
法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事
石工事	石工事
屋根工事	屋根工事
電気工事	電気工事
管工事	管工事
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事
鋼構造物工事	鋼構造物工事
鋼橋上部工事	鋼構造物工事
鉄筋工事	鉄筋工事
舗装工事	舗装工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
板金工事	板金工事
ガラス工事	ガラス工事
塗装工事	塗装工事
防水工事	防水工事
内装仕上工事	内装仕上工事
機械器具設置工事	機械器具設置工事
熱絶縁工事	熱絶縁工事
電気通信工事	電気通信工事
造園工事	造園工事
さく井工事	さく井工事
建具工事	建具工事
水道施設工事	水道施設工事
消防施設工事	消防施設工事
清掃施設工事	清掃施設工事
解体工事	解体工事

別表第2

入札参加資格審査の申請に係る業務分野

業務分野	業務部門
測量	測量一般
	地図の調製
	航空測量
建築関係建設コンサルタント	建築一般
	意匠
	構造
	暖冷房
	衛生
	電気
	建築積算
	機械設備積算
	電気設備積算
	調査
	地質調査
補償関係コンサルタント	土地調査
	土地評価
	物件
	機械工作物
	営業・特殊補償
	事業損失
	補償関連
	総合補償
土木関係建設コンサルタント	河川・砂防及び海岸・海洋
	港湾及び空港
	電力土木
	道路
	鉄道
	上水道及び工業用水道
	下水道
	農業土木
	森林土木
	水産土木
	廃棄物
	造園
	都市計画及び地方計画
	地質
	土質及び基礎
	鋼構造及びコンクリート
	トンネル
	施工計画・施工設備及び積算
	建設環境
	機械
	電気電子
その他	不動産鑑定
	登記手続等
	その他